

お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓口	住所	電話
経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター（中小企業原油・原材料価格高騰相談窓口／中小企業金融相談窓口）

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会



ニューノーマル時代の
ビジネス構築を目指す

長野県の 中小企業者の みなさまへ

積極的な取組をお考えの方はご相談を！

長野県よろず支援拠点

産業・雇用 総合サポートセンターへ

（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2022年1月28日現在）

中小企業経営者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	事業名	概要	お問合せ																				
融資を受けたい	日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額(別枠): 中小事業6億円/国民事業8,000万円 金利: 当初3年間 基準金利▲0.9%(据置期間5年以内) ※要件を満たした場合は 当初3年間利子補給を実施(上限額有)	日本政策金融公庫 TEL: 0120-154-505																				
	商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額: 6億円 金利: 3年間基準金利▲0.9%(据置期間5年以内) ※要件を満たした場合は 当初3年間利子補給を実施(上限額有)	商工組合中央金庫 TEL: 0120-542-711																				
	長野県中小企業融資制度資金	【低金利融資】 融資限度額:(設備)6,000万円/(運転)8,000万円 金利: 年0.8% (据置期間2年以内)	県内金融機関 ☎ 県産業労働部 TEL: 026-235-7200																				
返済猶予を受けたい	新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大1年間の返済猶予	県中小企業再生支援協議会 TEL: 026-227-6235																				
新分野展開、事業規模拡大、業態転換など、事業を再構築したい	中小企業等事業再構築促進事業 上乗せ AGANOプラス補助金 ▶ プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業) (受付: 令和5年2月15日まで)	「通常枠」 補助額: 100万円 ～従業員数に応じて 8,000万円 補助率: 2/3 (6,000万円超 1/2) 「卒業枠」 補助額: 6,000万円超～1億円 補助率: 2/3 「緊急事態・最低賃金枠」 補助額: 100万円 ～従業員数に応じて 1,500万円 補助率: 3/4 (中堅企業 2/3) 「大規模賃金引上枠」 補助額: 8,000万円～1億円 補助率: 中小企業 2/3 (6,000万円超 2/3) 中堅企業 1/2 (4,000万円超 1/3)	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL: 0570-012-088 TEL: 03-4216-4080 【IP電話】																				
新製品・サービス開発等の投資(設備導入システム構築)をしたい	補助金 AGANOプラス補助金 ▶ プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業) (受付: 令和5年2月15日まで)	中小企業等事業再構築促進事業に県が上乗せ補助を実施 「通常枠」 補助上限額: 6,500万円 (国6,000万円、県500万円) 補助率: 8/10 (国と県の補助率の合計) 「卒業枠」 補助上限額: 1億1,000万円 (国1億円、県1,000万円) 補助率: 8/10 (国と県の補助率の合計)	産業・雇用総合サポートセンター (☎ 県地域振興局 商工観光課)																				
	AGANOプラス補助金 ▶ プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業) (受付: 令和5年2月15日まで)	ものづくり・商業・サービス補助金「通常枠」(第9次受付: ~2月8日)「通常枠」 補助上限額: 1,000万円 補助率: 中小企業 1/2 、小規模事業者 2/3 ものづくり・商業・サービス補助金(第9次受付: ~2月8日) 上乗せ「低感染リスク型ビジネス枠」 「低感染リスク型ビジネス枠」 補助上限額: 1,000万円 補助率: 2/3	生産性革命推進事業コールセンター TEL: 03-6837-5929																				
販路開拓をしたい	AGANOプラス補助金 ▶ プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業) (受付: 令和5年2月15日まで)	ものづくり・商業・サービス補助金(低感染リスク型ビジネス枠)に県が上乗せ補助を実施 補助上限額: 1,200万円 (国1,000万円、県200万円) 補助率: 8/10 (国と県の補助率の合計)	産業・雇用総合サポートセンター (☎ 県地域振興局 商工観光課)																				
	AGANOプラス補助金 ▶ プラス補助金(中小企業経営構造転換促進事業) (受付: 令和5年2月15日まで)	小規模事業者持続化補助金「通常枠」(第7回受付: ~2月4日)「通常枠」 補助上限額: 50万円 補助率: 2/3 小規模事業者持続化補助金(第6回受付: ~3月9日) 上乗せ「低感染リスク型ビジネス枠」 「低感染リスク型ビジネス枠」 補助上限額: 100万円 補助率: 3/4	生産性革命推進事業コールセンター TEL: 03-6837-5929																				
自主的にPCR等を受検したい	自主的PCR検査支援事業補助金 (申請期間: ~3月31日)	感染者が発生した事業者が行政検査対象外の従業員等に対し、自主的に実施した検査の経費を補助 補助上限等: 1事業所あたり 50検査まで 補助率: 1/2 (1検査あたり上限1万円)	☎ 県産業労働部 産業政策課 企画担当 TEL: 026-235-7205																				
従業員に休業手当等を支払いたい	雇用調整助成金	休業手当×助成率: 中小企業 4/5 (9/10)、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合 上限: 2月分まで 11,000円/人・日 、3月以降 9,000円/人・日 【特例: まん延防止等重点措置地域】休業手当×助成率: 4/5 (10/10) 上限: 15,000円/人・日	最寄りのハローワーク 又は 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL: 0120-60-3999																				
在籍型出向をさせて雇用を維持したい	産業雇用安定助成金	出向運営経費×助成率: 中小企業 4/5 (9/10)、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合 上限(出向元・出向先の合計): 12,000円/日 出向初期経費への助成額: 出向元及び出向先に対して 10万円/人 (加算額各 5万円/人)																					
学校の休校で従業員が休暇を取得	小学校休業等対応助成金	申請期間 R3.12月31日までの休暇取得分: ~2月28日 R4.3月31日までの休暇取得分: ~5月31日 給付額: 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10 <table border="1"> <tr> <td>休暇取得期間</td> <td>R3.8.1~12.31</td> <td>R4.1.1~2.28</td> <td>R4.3.1~3.31</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>13,500円/日</td> <td>11,000円/日</td> <td>9,000円/日</td> </tr> </table>	休暇取得期間	R3.8.1~12.31	R4.1.1~2.28	R4.3.1~3.31	上限額	13,500円/日	11,000円/日	9,000円/日													
休暇取得期間	R3.8.1~12.31	R4.1.1~2.28	R4.3.1~3.31																				
上限額	13,500円/日	11,000円/日	9,000円/日																				
学校の休校で個人事業主等が休業 ※委託を受けて個人で仕事をする方	小学校休業等対応支援金	申請期間 仕事ができなかった日が R3.12月31日まで: ~2月28日、R4.3月31日まで: ~5月31日 <table border="1"> <tr> <td>仕事ができなかった日</td> <td>R3.8.1~12.31</td> <td>R4.1.1~2.28</td> <td>R4.3.1~3.31</td> </tr> <tr> <td>給付額(定額)</td> <td>6,750円/日</td> <td>5,500円/日</td> <td>4,500円/日</td> </tr> </table>	仕事ができなかった日	R3.8.1~12.31	R4.1.1~2.28	R4.3.1~3.31	給付額(定額)	6,750円/日	5,500円/日	4,500円/日													
仕事ができなかった日	R3.8.1~12.31	R4.1.1~2.28	R4.3.1~3.31																				
給付額(定額)	6,750円/日	5,500円/日	4,500円/日																				
県からの時短要請(1月27日~2月20日)への対応 ※感染状況により、要請期間の短縮又は延長有り	新型コロナウイルス拡大防止協力金 (申請受付: 2月下旬予定)	【営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供をしない(持ち込ませない)店舗】 1店舗当たり 3~10万円/日 25日間で 75~250万円 【「信州の安心なお店」認証店で、営業時間を21時までに短縮し、酒類の提供可能を選択した店舗】 1店舗当たり 2.5~7.5万円/日 25日間で 62.5~187.5万円 ※大企業及び希望する中小企業は1日当たりの平均売上減少額に0.4を乗じて計算 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月~2021年3月までの間の同月比で50%以上、又は30%以上50%未満減少	☎ 新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 TEL: 0265-98-6440 【固定電話】 TEL: 080-3354-9569 【携帯電話】																				
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少(2021年11月~2022年3月)	事業復活支援金 (申請期間: 1月31日~5月31日)	<table border="1"> <tr> <td>売上高減少割合</td> <td>個人</td> <td colspan="3">法人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年間売上高 1億円以下</td> <td>年間売上高 1億円超~5億円以下</td> <td>年間売上高 5億円超</td> </tr> <tr> <td>▲50%以上</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>▲30%以上50%未満</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>	売上高減少割合	個人	法人					年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超~5億円以下	年間売上高 5億円超	▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円	事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL: 0120-789-140 TEL: 03-6834-7593 【IP電話】
売上高減少割合	個人	法人																					
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超~5億円以下	年間売上高 5億円超																			
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円																			
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円																			
納税を猶予してほしい	納税猶予<証紙徴収を除く全税目> 欠損金繰戻しによる還付<法人税> 中小企業等事業用資産に係る軽減<固定資産税・都市計画税> 中小企業等生産性革命に向けた設備等<固定資産税> 中小企業等テレワーク設備等<法人税・所得税> 自動車税環境性能割の軽減延長<自動車税・軽自動車税> 消費税の課税事業者選択適用<消費税> 特別貸付に係る非課税措置<印紙税> 事業承継税制による納税猶予<相続税・贈与税>		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村																				
社会保険料が支払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1年間納付猶予	各年金事務所																				